

市営建設工事発注標準

令和8年6月24日市長決裁

- 1 市営建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する建設工事で市費で支弁するものをいう。）の請負契約を締結する場合における条件付一般競争入札及び指名競争入札の執行に係る発注標準は、別表のとおりとする。
- 2 発注標準は、予定価格が1億5,000万円未満の市営建設工事で、次のいずれかに該当するものを除く工事に適用するものとする。
 - （1）特殊機械又は特殊な工法・技術を要する工事で施工可能な者が限定される工事
 - （2）工事の内容、技術的特性等を総合的に勘案し、発注標準による発注が適さないと認められる工事

附 則

- 1 この発注標準は、令和8年7月1日から適用する。
- 2 この発注標準の適用の日の前日までに契約の申込みの誘引が行われた契約については、なお従前の例による。

別表

工事種別	予定価格（消費税及び地方消費税を含む。）	入札参加資格
土木工事	2,000万円以上	格付「A」市内業者
	1,000万円以上 2,000万円未満	格付「B」市内業者
	1,000万円未満	格付「C」市内業者
建築工事	6,000万円以上	格付「A」市内業者
	6,000万円未満	格付「B」市内業者
電気設備工事	4,000万円以上	市内業者 ・電気設備工事に係る総合評定値と電気設備工事に係る主観点の合計が850点以上であること。 ・1級技術者2人以上かつ1級技術者と2級技術者の合計が5人以上であること。 上記どちらの条件も満たすこと。
	4,000万円未満	市内業者
管設備工事	4,000万円以上	市内業者 ・管設備工事に係る総合評定値と管設備工事に係る主観点の合計が830点以上であること。 ・1級技術者1人以上かつ1級技術者と2級技術者の合計が2人以上であること。 上記どちらの条件も満たすこと。
	4,000万円未満	市内業者

水道施設工事	4,000 万円以上	市内業者 ・水道施設工事に係る総合評定値と水道施設工事に係る主観 点の合計が 820 点以上であること。 ・1 級技術者 1 人以上かつ 1 級技術者と 2 級技術者の合計が 2 人以上であること。 上記どちらの条件も満たすこと。
	4,000 万円未満	市内業者
上記以外の工事	すべての工事	市内業者が 3 者以上の場合は市内業者 市内業者で 3 者に満たない場合は、順次準市内業者、宮古管 内業者、釜石管内業者、久慈管内業者、県内業者、県外業者 に拡大

備考

- 1 この表において「市内業者」とは、宮古市内に主たる営業所を有する者をいう。
- 2 この表において「準市内業者」とは、宮古市内に法の許可を受けた支店又は営業所を有し、その支店又は営業所の代表者に契約締結権限が委任されており、かつ、市税を完納している者又はほ装工事において宮古市内にアスファルトプラントを有し、市内業者に該当しない者をいう。
- 3 この表において「県内業者」とは、1、2 に該当しない者で、岩手県内に主たる営業所を有する者をいう。
- 4 この表において「県内業者」のうち、山田町、岩泉町及び田野畑村内に主たる営業所を有する者を「宮古管内業者」、釜石市及び大槌町内に主たる営業所を有する者を「釜石管内業者」、久慈市、洋野町、普代村及び野田村内に主たる営業所を有する者を「久慈管内業者」という。
- 5 この表において「県外業者」とは、1 から 4 に該当しない者をいう。
- 6 この表において「総合評定値」とは、法第 27 条の 23 の規定に基づく経営事項審査結果の総合評定値で、市営建設工事の請負契約に係る指名競争入札及び条件付一般競争入札の参加者の資格等に関する規程（平成 17 年宮古市告示第 15 号。以下「資格等規程」という。）第 7 条の名簿に登載された数値をいう。
- 7 この表において「主観点」とは、資格等規程第 7 条の名簿に登載するため、宮古市が独自の基準を定め、その基準により算出した点数をいう。